

(平成9年度第1号諮問事案)

横公審第2号
平成9年10月20日

横須賀市長 沢田秀男様

横須賀市公文書公開審査会
委員長 藤原淳一郎

公文書の非公開処分に関わる異議申立てについて(答申)

平成9年5月19日付け横総総第21号で諮問された、総務部総務課出勤簿の非公開処分に関する異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

出勤簿に記載されている情報のうち、出張・研修・職免・繰替の公務に関する表示及び年次休暇・特別休暇・遅参・早退・欠勤・不参の休暇等に関する表示並びに年次休暇繰越日数は公開すべきである。

なお、部分公開に際しては、休暇の取得の有無が識別できるようにするため、非公開とするその他の休暇の表示(年次休暇・特別休暇・遅参・早退・欠勤・不参の表示を除く部分)と出勤時に押印した印影とは色を塗り分けるなどの方策を講じること。

2 非公開とされ、本件の異議申立ての対象とされた公文書

平成7年、8年総務部総務課出勤簿(以下「本件文書」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人は、横須賀市長(以下「実施機関」という。)に対し、本件文書をすべて公開するよう求めている。

4 異議申立ての経緯

(1) 平成9年3月19日、申立人は、本件文書について、公文書公開条例第9条(以下「条例」という。)の規定に基づき実施機関に対し、公文書公

開の請求をした。

- (2) 同年3月31日、実施機関は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるとして条例第7条第1号該当により、本件文書を非公開と決定し、条例第10条第1項の規定に基づき通知した。
- (3) 同年4月23日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

5 両者の主張

(1) 申立人の主張

申立人は、異議申立書及び平成9年6月19日提出の「非公開理由説明書に対する意見書」並びに同年8月4日の当審査会に対する口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 個人識別型の規定を持つ公文書公開条例では、個人情報の範囲が広がるために、部分公開を積極的に行う必要があり、現に行われているところである。すなわち、一部を非公開とすることで個人識別性をなくすことができないか、慎重な検討を要する。

イ 本件文書に対する考え方として、非公開理由説明書において、出勤簿の記載中、「職員の氏名、職名、出勤したときの印影、出張、研修等の表示については、公務に関する情報であって、公表することが前提の情報である」としていること自体は正当である。問題は、どうして「休暇に関する情報及び年次休暇繰越日数」が公開出来ないことを理由に、全部について非公開とするのかである。

ウ そこで一部公開が可能かどうかであるが、まず、休暇の理由を部分非公開とする方法として休暇の理由などは個人情報といえるが、本件ではそれを知ることが主眼に請求しているのではなく、出勤の有無が問題である。休暇を取った事実自体は「出勤しなかった」ことを意味するのであり、「出勤した」事実と同様、公務に関する情報である。よって、「休暇に関する情報及び年次休暇繰越日数」の部分のみを非公開とすれば、それ以外の情報は「公務に関する情報であって、公表することが前提の情報である」のだから、当然公開すべきものである。この場合、氏名が記載されていても、すなわち個人識別性があっても、「個人情報」でない、あるいは条例第7条第1号ただし書アに該当するとして、氏名ないし出勤日の印影も公開されるべきである。

エ もうひとつの方法として、逆に氏名を部分非公開とするやり方もありうる。この場合氏名欄と出勤日の印影が非公開となるが、それにより、本件のように総務課全員の出勤簿を請求する場合には個人識別性はなくなるから、その余りの部分はすべて公開すべきである。

オ 以上のことから本件について、全部非公開はあり得ないと思われる。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成9年6月2日提出の非公開理由説明書及び平成9年6月30日の当審査会に対する口頭説明において、次のように主張している。

ア 出勤簿は、横須賀市職員服務規程に基づいて、職員が自ら押印し、その管理は所属長が行っている。

イ 出勤簿には、職員の氏名、職名、年次休暇繰越日数(平成7年分のみ)、当該職員が出勤した時に押印した印影、出張、研修等の表示のほか、年次・忌引・病気等の休暇の表示が記録されている。

ウ 職員の氏名、職名、出勤した時の印影、出張、研修等の表示については、公務に関する情報であって、公表することが前提の情報である。これに対し、出勤簿に記録されている休暇に関する情報及び年次休暇繰越日数は、公務とは直接にはかかわりのない当該職員の「個人に関する情報」であって、「特定の個人が識別されるもの」に該当する。

エ 出勤簿には、職員の出勤や出張などの公務に関する情報と休暇などの職員個人に関する情報が記録されているが、仮に公務に関する情報を公開し、職員個人の情報を非公開とすると、非公開とした部分から休暇の取得時期や回数が明らかになることから、職員個人の情報及び公務に関する情報ともに非公開にする必要がある。

オ 氏名を伏せることによる部分公開についても出勤時に押印されている印影から特定の個人の識別が可能であり、当該個人のプライバシーが侵害されるおそれがある。

カ 職員の出勤簿の情報は、「法令及び条例の規定により行われた許可、免許届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」には、該当せず、条例第7条第1号のただし書のイには該当しない。

キ 条例第8条では、部分公開を行う要件を、「容易にかつ、公文書公開の請求趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合」と規定している。

氏名及び印影を非公開とする場合、出張・休暇等の表示を残して、出勤簿の大半の部分をマジック等による黒塗りで処理する必要がある。総務課職員の2年分の出勤簿は、合計83枚あり、これらすべてに前述のような処理を行うことは、多くの時間と人件費などの経費を費やすことになり、容易に分離できる状況とは言い難い。

6 審査会の判断

当審査会は、本件にかかる異議申立人と実施機関の各主張について審理した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件文書について

出勤簿は、横須賀市職員服務規程に基づいて、職員が自ら押印し、その管理は所属長が行っている。

出勤簿には、職員の氏名、職名、年次休暇繰越日数(平成7年分のみ)、当該職員が出勤した時に押印した印影、出張、研修、職免(職務専念義務免除)、繰替の表示のほか、年次・特休(夏期特別休暇)・病気・出産・忌引・育休(育児休暇)・災害・リ休(リフレッシュ休暇)・看特(看護特別休暇)・結婚・伝染病・追悼・ドナー・出補(出産補助休暇)・産前産後・遅参・早退・欠勤・不参の休暇の表示が記録されている。

本件の出勤簿は、歴年を単位として職員ごとに作成されており、職員の氏名、職名、出勤時に押印した印影、出張・研修・職免・繰替・休暇等の表示及び年次休暇繰越日数(平成7年分のみ)が記録されていることが認められる。

(2) 条例第7条第1号本文の該当性について

ア 条例第7条第1号本文では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、公開しないことができることとしている。これは、原則公開の公文書公開制度においても、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権として個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別される可能性のある「個人に関する情報」について、非公開としたものと解される。

イ 本号本文によって、「公開しないことができる情報」というためには、当該情報が「個人に関する情報」であること及び「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」であることの二つの要件を満たす必要がある。

る。また、「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」には、氏名及び住所のような直接的なものに加え、他の情報と組み合わせることによって、特定の個人が識別されるものも含むと解される。

ウ 本件文書は、前記(1)の各種情報が記録されており、このうち、出勤(ただし、印影自体には、個人情報性がある)・出張・研修・職免・繰替の表示は職員の公務に関する情報とみることができるが、休暇の表示及び年次休暇繰越日数は、当該職員が休暇を取得した理由、時期、日数が明らかになるものであって、「個人に関する情報」に該当すると認められる。職員の氏名とともに出勤や出張等の公務に関する表示を公開し、休暇の表示を非公開とする方法については、出産、忌引、病気等の休暇の内容が、他の情報との組み合わせによって判明する可能性が高いため、「特定の個人が識別され得るもの」に当たることとなり、妥当でないと考ええる。

エ もっとも、本号本文の規定からすると、「個人に関する情報」であっても、部分公開によって、「特定の個人が識別され、又はされ得る」可能性がなくなる情報については、公開することができるものと解される。

この点を本件についてみると、出勤簿の職員の氏名、職名及び出勤時の印影を伏せて公開する方法が考えられる(職名については、総務課の職員構成から、人数の少ない特定の職名の個人が識別されるため、非公開が妥当である)。この場合、出張・研修等の公務に関する表示のほか、年次休暇繰越日数、休暇等の表示のうち年次休暇・特別休暇のように休暇の取得に特別な理由の無いもの、遅参・早退・欠勤・不参のように職員の服務に係るものについては、公開が妥当である。これに対して、病気・出産・忌引等のように個人的な理由が記され個人識別性の高い休暇の表示については、個人の氏名等を伏せてもなお非公開が妥当である。ただ、非公開とする部分については、出勤した押印の印影と休暇の情報を塗り分けるなど、休暇の取得状況が判別できるよう配慮すべきである。

実施機関は、職員の氏名等を伏せる部分公開の方法について、条例第8条の部分公開の要件である「容易かつ、公文書の公開の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」には該当しないと主張しているが、本件については、非公開事項を塗りつぶすという作業に時間を要するものの、分離する基準が明確であり、公開・非公開が瞬時に判別で

きるとして、容易に分離できる場合と判断した。また、異議申立人等の口頭意見陳述によれば、出勤簿の公開請求は、総務課全体の勤務状況の把握が主眼であり、個人識別性の有無は問わないとしているので、この公開方法によっても請求趣旨は損なわれないと認められる。

したがって、本件については上記のような部分公開が妥当であると判断する。

以上審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市公文書公開審査会

委員長 藤原 淳一郎

委員 安達 和志

委員 遠藤 正敏

委員 金澤 亨芳

委員 中條 祐介

< 参考 > 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 9 年 5 月 19 日 (平成 9 年度 第 1 回審査会)	・ 市長からの諮問
平成 9 年 6 月 2 日	・ 実施機関から「非公開理由説明書」を受理した。
平成 9 年 6 月 19 日	・ 異議申立人から「非公開理由説明書に対する意見書」を受理した。
平成 9 年 6 月 30 日 (平成 9 年度 第 2 回審査会)	・ 実施機関の口頭説明
平成 9 年 8 月 4 日 (平成 9 年度 第 3 回審査会)	・ 異議申立人等の口頭意見陳述
平成 9 年 8 月 29 日 (平成 9 年度 第 4 回審査会)	・ 審議
平成 9 年 10 月 20 日 (平成 9 年度 第 5 回審査会)	・ 審議